

令和6年度

山ノ内町会計年度任用職員募集要領

I 募集期間

令和6年6月25日（火）から令和6年7月10日（水）まで

II 募集職種

一般事務

III 申込方法

役場健康福祉課介護支援係（地域福祉センター内）に備え付けの申込書を健康福祉課介護支援係へ提出してください。

※町ホームページからも申込書をダウンロードできます。

IV 選考方法

書類及び面接により選考します。

面接日：令和6年7月中旬以降（予定）

※詳細については申し込み後ご連絡します。

V 選考結果

面接による選考結果については、面接日から1週間程度で郵送にてご連絡します。

VI その他

その他ご不明な点は下記へお問い合わせください。

山ノ内町健康福祉課 介護支援係（地域福祉センター内）

電話 0269-33-8411（担当：関、竹節）

令和6年度 会計年度任用職員（役場非常勤）の募集について

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年4月から新たな制度として一般職非常勤の地方公務員として任用することになりました。任用期間は、1会計年度(4月1日から翌年3月31日)ずつの任用となります。

任用期間中は地方公務員としての身分が保障される(不合理な理由で免職や懲戒処分を受けない)一方、服務規程(守秘義務、命令従事義務、信頼失墜行為の禁止、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用されます。

なお、一定の基準に該当する場合、通勤に係る費用弁償や期末手当の支給、健康保険・厚生年金・雇用保険などが適用されます。

2 主な勤務条件等

採用	競争試験又は選考により採用
任用期間	1会計年度内(条件付採用期間あり、再度の任用可能)
勤務時間	原則 1日7時間30分以内 / 1週間37時間30分以内
年次休暇	条件により有給休暇あり(再度の任用の場合、次年度への繰り越し可)
特別休暇(有給)	公民権行使、官公署出頭、現住所の滅失、出勤困難、退勤途上、忌引、結婚 夏季休暇、産前・産後
特別休暇(無給)	保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、 妊産疾病、公務上の傷病、その他
分限処分	あり
懲戒処分	あり
営利企業従事	従事制限なし(副業はできますが、一定の条件を定めます。)
人事評価	あり(再度任用時に反映)

※始業時間、終業時間及び休憩時間は、職種、勤務場所等によって異なります。

3 報酬等

報酬額	職種により異なる
昇給	再度任用時に0～3号を加算(上限あり)
通勤手当	条件を満たす場合、費用弁償として支給
期末手当	条件を満たす場合に支給(令和6年度は、年2.45月) ①支給対象 任期6月以上の職員(週15時間30分未満の職員は対象外) ②支給日等 支給日6月15日、12月15日(基準日6月1日、12月1日) ③その他 在職期間別割合を適用
勤勉手当 (※予定)	基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて支給(令和6年度は、 年2.05月) ①支給日等 支給日6月15日、12月15日(基準日6月1日、12月1日)
その他手当	原則なし(特殊な理由がある場合のみ、報酬又は費用弁償として支給)
健康保険	市町村職員共済組合等
厚生年金	第1号(日本年金機構)
雇用保険	雇用保険
災害保障	公務災害条例又は労災保険

支給区分：①月額支給 勤務時間が週あたり37時間30分以内で暦日勤務の場合

②日額支給 週あたり37時間30分未満で1日単位の出勤管理の場合

③時間支給 1日あたりの勤務が7時間30分未満の勤務の場合

※支給日は月額の場合は当月支給とし、日額・時間給の場合は翌月支給とする。

4 募集職種
(別紙参照)

5 報酬額

職 種	支給区分		
	月 額	日 額	時 給
一般事務、学校及び教育機関事務	161,225円	7,677円	1,023円
保育士	161,225円～202,548円	7,677円～9,645円	1,023円～1,286円
家庭児童相談員	192,967円	—	—
保健師	220,838円	10,516円	1,402円
介護認定調査員	175,935円	—	—
看護師	192,967円	9,188円	1,225円
教育指導員	192,967円	9,188円	1,225円
学芸員	192,967円	9,188円	1,225円
給食調理員	161,225円～166,741円	7,677円～7,940円	1,023円～1,058円

※同一の職種において、資格、経験年数、責任の度合などにより報酬の額が異なります。なお、令和5年度に引き続き任用された場合は、報酬額を加算する場合があります。

6 通勤手当（月額支給の方は、距離に応じ費用弁償として支給）

使用距離	月額
片道5km未満	2,000円
片道5km～10km	4,200円
片道10km～15km	7,100円
片道15km～20km	10,000円
片道20km～25km	12,900円
交通機関の運賃	55,000円(上限)

※1週間の勤務日数が3日以下の方 1月当りの通勤回数÷21×月額(10円未満切捨)

(例)勤務日が1月当り10日で、5km未満の場合 10日÷21×2,000円=952.3≒950円

【駐車場協力金】自家用車の使用のため勤務地の駐車場を利用する場合は、駐車場協力金を徴収します。

(報酬の月額支給者は1月900円、日額・時給支給者は1日45円)

7 年次休暇

(1) 1週間の勤務日又は1年間の勤務日による日数

1週間の勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数		217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
任期	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超え3月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	1月を超え2月以下	1日	0日	0日	0日	0日

※勤務日が5日以上とするものは、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

(2) 継続勤務年数による加算後の日数

1週間の勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日数	217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日	
継続勤務期間 の年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度	20日	15日	11日	7日	3日

(3) 年次休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

8 特別休暇

有給	期間
1-1 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
1-2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
1-3 地震、水害、火災その他の災害による場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
1-4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
1-5 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため	必要と認められる期間
1-6 職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため	町長の定める期間
1-7 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
1-8 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進、家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から10月までの期間内において3日(※3)
1-9 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
1-10 不妊治療(不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう)に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)に5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
1-11 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間
1-12 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
1-13 妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間(※1)
1-14 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間

無 給	期 間
2-1 生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
2-2 小学校就学の始期に達するまでの子の看護（負傷、疾病にかかった子の世話又は疾病の予防）のため	1の年度に5日（2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
2-3 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護等 ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者	1の年度に5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
2-4 要介護者の介護をするため、要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合	指定期間内において必要と認められる期間
2-5 要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しない場合	当該連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で認められる期間
2-6 生理日における就業が著しく困難な場合	必要と認められる期間
2-7 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために必要な場合	必要と認められる期間
2-8 公務上の負傷又は疾病のため療養する場合	必要と認められる期間
2-9 負傷又は疾病のため療養する場合	町長の定める期間
2-10 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合の検査、入院等	必要と認められる期間
2-11 妊娠中及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	町長の定める時間
2-12 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	町長の定める時間

9 育児休業 地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の例による。

10 保険加入

(1) 健康保険

原則全員市町村共済組合の健康保険に加入とします。

以下のうち、いずれかの条件に該当する場合は必ず加入

ア 1週間の所定労働時間が30時間以上で、1か月の勤務が15日以上

イ 1週間の所定労働時間が20時間以上で、賃金月額が88,000円以上かつ、2カ月を超えて引き続き任用することが見込まれる場合

(2) 厚生年金 第1号（日本年金機構）に加入

(3) 雇用保険 1週間の所定労働時間が20時間以上で、任用期間が31日以上の見込みの場合は、必ず加入

(4) 労災保険 全員加入

11 根拠法令

山ノ内町では、地方公務員法第22条の2第1項第1号による会計年度任用職員を任用します。